

# 会計年度任用職員(男女平等参画推進センター専門相談員)募集要項

令和8年7月1日

スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進課

名古屋市では、男女平等参画推進センターにおいて「女性のための総合相談」を実施しています。家庭や職場、地域などで女性が直面するさまざまな問題について、「女性だからこうしなければ」といった性別役割的な見方を問い直し、相談者の気持ちを尊重しながら主体的な解決をめざしています。

このたび、ジェンダーの視点から女性の自己決定を支え、一緒に悩みを考える専門相談員を次のとおり募集します。

## 1 選考区分・採用予定人数・主な職務内容等

選考区分	採用予定人数	主な職務内容	任用期間
会計年度 男女平等参画 推進センター 専門相談員	1名	<b>【任用直後】</b> 名古屋市男女平等参画推進センター（中区大井町7番25号）にて、女性が家庭や職場などで抱えているさまざまな悩みや問題を解決するための相談（電話、面接、SNS等）、関係機関との連絡調整や、男女平等参画推進センターが実施する相談に関連する事業の企画運営などの業務を行います。 <b>【変更の範囲】</b> 職務内容及び勤務場所について、任用後の変更はありません。	令和8年9月1日から 令和9年3月31日まで

※職務にあたり、パソコン基本操作（Excel、Word等を使ったデータ入力、資料作成、電子メールの操作、インターネットでの検索等）が必要です。

## 2 受験資格

次の（1）～（2）のすべての要件を満たすことが必要です。

### （1）次のいずれかに該当する方

- ア 公認心理師、臨床心理士、フェミニストカウンセラー、キャリアコンサルタント、社会福祉士、精神保健福祉士、産業カウンセラー若しくはこれに類する心理カウンセラーのうちいずれかの資格を有する者
- イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、社会福祉、児童福祉、社会学、臨床心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者（卒業見込を含む。）ただし、上記アに記載する資格取得に繋がる課程を修めた者に限る（必要単位修得により資格の受験資格が得られる等）。
- ウ 男女平等参画のための施設又はその他これに類する機関において、女性の自立支援や男女の人権尊重に関する相談業務に携わった経験を有する者
- エ 女性支援に関して知識・経験を有する者

## (2) 次のいずれにも該当しない方

- ・地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者
  - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
  - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
  - エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

## 3 申込み

### (1) 申込期間

令和8年7月1日（水）から 令和8年7月21日（火）まで **※必着**

### (2) 申込方法

以下の提出書類に必要事項を記入の上、スポーツ市民局男女平等参画推進課まで郵送（令和8年7月21日（火）必着）もしくは持参してください。

※ 持参の場合は、申込期間内（閉庁日除く）の午前9時から午後5時まで受け付けます。

【郵送宛先】 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
名古屋市スポーツ市民局男女平等参画推進課（市役所本庁舎5階）

### (3) 提出書類等

#### ア 応募申込書

#### イ 小論文

別紙原稿用紙（1000文字以内、A4縦長横書き）を使用し、自筆で作成してください。

#### 【設問】

下記は電話相談の事例です。あなたは専門相談員として、電話相談の中でどのように対応しますか。男女平等参画推進センター「女性のための総合相談」を行う専門相談員として必要な視点にも触れながら、対応方法を具体的に述べてください。

相談者Aさん（パート）43歳、夫（会社員）44歳、長男14歳（中2）

Aさんは「自分のことで相談してよいのか分からない」「こんなことはどこの家庭にもあるのかもしれない」と前置きして話し始めた。終始おどおどした口調であり、時々、声が途切れることがある。

（Aさんの話）

夫は外では社交的で仕事も安定しており、近所や親族からの評判もよい。一方、家庭内ではAさんに対して日常的に「お前は本当に気が利かない」「何度言っても分からないのか」「稼ぎも少ないくせに偉そうにするな」「誰のおかげで暮らせていると思っている」などと言う。夫は物を壊したり、直接殴ったりすることはないが、Aさんが何か言い返そうとすると急に無言になって数日間口をきかなくなることもあり、その間、食事や家事のことだけを命令口調で伝えてくる。また、Aさんが友人と会う予定を立てると「そんな暇があるなら家のことをやれ」「母親のくせに息子を放っておいて遊ぶのか」と言われ、友人に会う回数は次第に減っていった。

最近では、自分の意見を言うことが怖くなり、夫の機嫌を損ねないことばかり考えるようになった。買い物一つでも「これを買ったら怒られないか」と不安になり、自分で判断することが難しくなっている。夜になると気分が落ち込み、「自分が悪いのではないか」と考えてしまう。

Aさんは、このことについて誰にも相談していない。夫は立派な人だと思われているし、自分の話をしても信じてもらえないかもしれないと考えているからである。

#### ウ 返信用封筒（第1次試験の結果通知用）

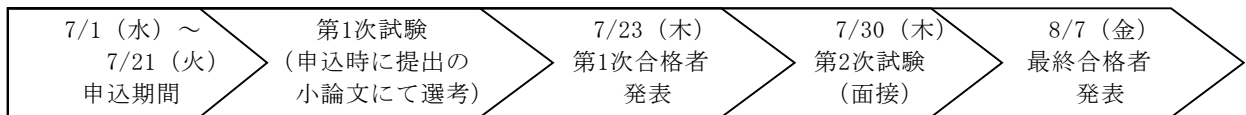
長形3号（長さ23.5cm、幅12cm程度のもの）に110円切手を貼付し、申込者の郵便番号、住所、氏名を記載したもの。

※ア、イについては名古屋市公式ウェブサイトからダウンロード可能です。なお、提出書類に不備がある場合は、無効となることがあります。また、提出書類は返却できません。

※郵送の場合は、封筒の表面に「応募申込書等在中」と朱書きしてください。

### 4 選考の日程等

#### (1) 選考の流れ



#### (2) 試験内容

試 験	日 程	試験内容	配 点
第1次試験（筆記）	申込時に提出	申込時に提出の小論文を筆記試験とする。	180点満点
第2次試験（面接）	7/30（木）午後	個人面接試験を実施する。	450点満点

※各試験において得点が一定水準に達しない場合は、総合得点に関らず不合格となります。

#### (3) 第2次試験の会場及び集合時間

第1次試験結果の通知に記載してお知らせします。

※受験の際は公共交通機関をご利用ください。

#### (4) 各試験結果の通知

第1次試験結果は、令和8年7月23日（木）に、最終試験結果については令和8年8月7日（金）に郵送にて通知します。あわせて本市ウェブサイト到最后合格者の受験番号を掲載します。

#### (5) その他

電話等による可否に関する問い合わせには一切お答えしません。

### 5 最終合格から採用まで

(1) 採用は令和8年9月1日を予定しております。（採用後1月間は条件付採用期間となります。）

(2) 任用期間は、令和8年9月1日から令和9年3月31日までとなります。

- また、勤務実績に応じて翌年度も再び任用される可能性があります。(最大4回まで)
- (3) 受験資格がないことや申込書類に不正があることが判明した場合には、採用されないことがあります。
- (4) 最終合格者は、成績順に採用候補者名簿に登載され、欠員の状況などに応じて逐次採用されます。なお、採用候補者名簿に登載された人がすべて採用されるとは限りません。また、採用候補者名簿の有効期限は合格発表から令和9年3月31日までです。

## 6 試験結果の提供

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第9条の規定に基づき、口頭で提供を申し出ることができます。提供は閲覧により行います。

対象者	開示できるもの	申請期限	申請方法
第1次試験 不合格者	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1次試験順位</li> <li>第1次試験得点</li> <li>第1次試験合格基準点</li> </ul>	各試験の結果発表日からその翌月同日まで (ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日まで)  ・9:00～12:00 ・13:00～17:00 (土日祝振替休日を除く)	スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進課において、必ず受験者本人または不合格者の委任による代理人が、下記の方法により口頭で申し出てください。
第2次試験 不合格者	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合順位</li> <li>総合得点</li> <li>最終合格基準点</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>受験者本人が申出する場合 運転免許証、旅券等の身分証明書(写真のあるもの)及び受験票又は選考結果通知書の提示</li> <li>代理人が申出する場合 アに掲げる書類の提示及びイに掲げる書類の提出 ア 代理人の身分証明書、不合格者の身分証明書の複写物及び不合格者の受験票又は選考結果通知書 イ 代理人の氏名及び住所、不合格者の氏名及び住所、委任事項並びに作成年月日の記載のある委任状</li> </ul>

※ 提供申出は受験者本人又は不合格者の委任による代理人による市役所(中区三の丸三丁目1-1)来庁が必要です。また、電話・郵便等による申出は受け付けておりません。

※ 必要提示書類に不足がある場合は提供できません。

※ 来庁の際は公共交通機関をご利用ください。(自家用車での来庁はご遠慮ください。)

## 7 勤務条件

報酬	月額172,191円から219,496円(地域手当相当報酬を含む。)の範囲で、高校卒業後の年数に応じて決定 他に通勤手当に相当する費用弁償、期末・勤勉手当を支給 <b>【報酬の例】</b>			
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>高校新卒</td> <td>高校卒業後14年(上限)</td> </tr> <tr> <td>172,191円</td> <td>219,496円</td> </tr> </tbody> </table> (令和8年6月1日現在)	高校新卒	高校卒業後14年(上限)	172,191円
高校新卒	高校卒業後14年(上限)			
172,191円	219,496円			
勤務場所	<b>【任用直後】</b> 名古屋市男女平等参画推進センター(中区大井町7番25号) <b>【変更の範囲】</b> 変更なし			

勤務時間	本市規定による（週30時間、1日あたり6時間（休憩60分）×5日） [ 日・月・火・金・土 午前9時45分～午後4時45分のうち1日6時間 水曜日のみ 午前9時45分～午後4時45分又は 午後1時30分～午後8時30分のいずれかで1日6時間 ]
休日	週休二日制（休日は毎週木曜日、ほか原則土日のどちらか） 国民の祝日に関する法律に規定する休日、 年末年始（12/29～1/3）
休暇	年次休暇、忌引休暇、介護休暇等
社会保険等	健康保険、厚生年金、雇用保険、公務災害補償あり

※勤務条件は、条例改正等により変更される場合があります。

## 8 個人情報の取扱い

採用選考に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用選考において取得した個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

### <問合せ先>

名古屋市スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進課 担当：荒尾・中村  
 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号（市役所本庁舎5階）  
 Tel：052-972-2234 Fax：052-972-4206  
 E-mail：a2233@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp